

# 規模に係る登録基準の適用の考え方（一部共用）

## ■ 賃貸アパート内の空き室一室を談話室として居住者に開放

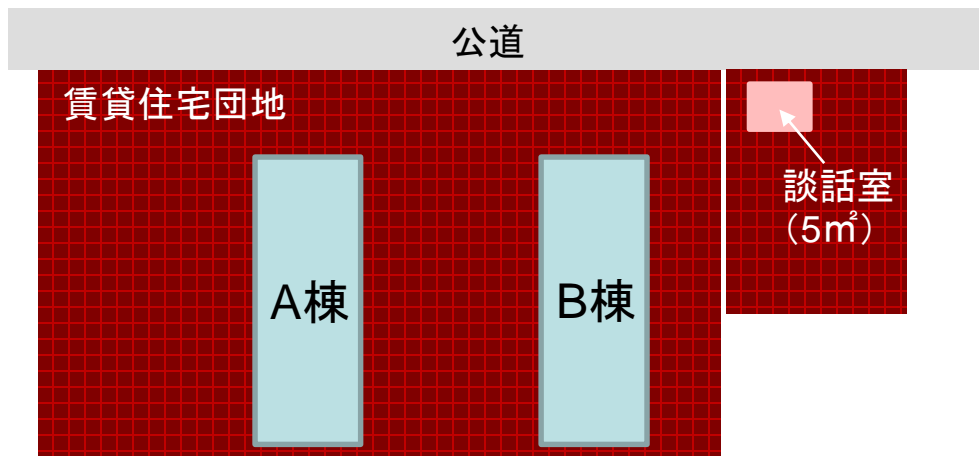


- 各戸(18<sup>m</sup>²)に便所・風呂・台所等あり
- 空き室一室を談話室として開放



一部を共用とする場合の基準(各戸18<sup>m</sup>²以上)の適用が可能

## ■ 隣接敷地に談話室を設置



- 各戸(18<sup>m</sup>²)に便所・風呂・台所等あり
- 隣接敷地にプレハブの談話室(上下水道設備なし)を設置



一部を共用とする場合の基準(各戸18<sup>m</sup>²以上)の適用が可能

# 規模に係る登録基準の適用の考え方（シェアハウス）

## ■ 賃貸アパート内の空き室一室を談話室として居住者に開放



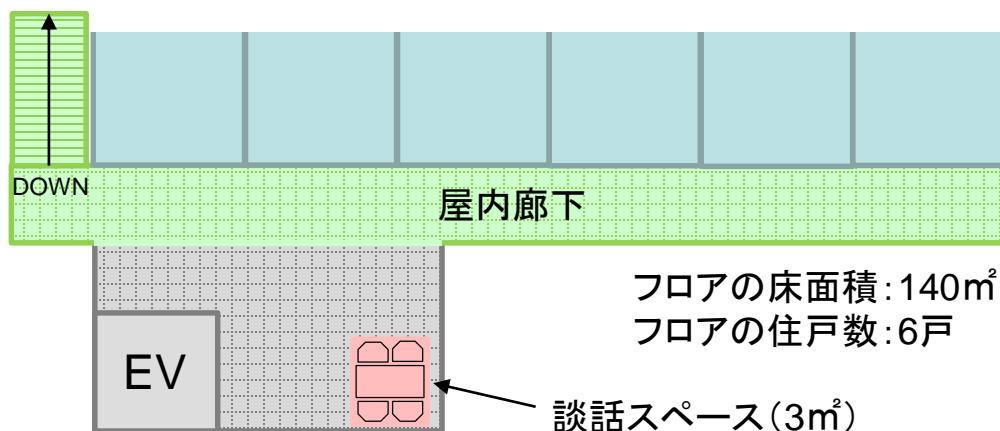
- 各戸(15㎡)に便所・浴室・台所等あり
- 空き室一室を談話室として開放
- 各戸は単身者用



シェアハウスの基準(各戸9㎡以上、全体70㎡※以上等)の適用が可能

※15㎡×4戸+10㎡=70㎡(このケースは75㎡でOK)

## ■ エレベーターホールの一部を談話スペース化



- 各戸(15㎡)に便所・浴室・台所等あり
- エレベーターホールの一部にテーブルと椅子を置き、談話スペースとして利用



シェアハウスの基準(各戸9㎡以上、全体100㎡※以上等)の適用が可能

※15㎡×6戸+10㎡=100㎡(このケースは140㎡でOK)

# 規模に係る登録基準(面積基準)の緩和の事例

既存住宅の活用を前提とするセーフティネット住宅や、既存の建物の改良や改修によりサービス付き高齢者向け住宅とするものについては、一部の地方公共団体において、規模に係る登録基準(面積基準)を緩和している。

## ■セーフティネット住宅

	各居住部分の床面積	台所、収納設備、浴室その他の住宅の部分を共用する場合の各居住部分の床面積
大阪府	25㎡以上 → <u>18㎡以上</u>	18㎡以上(緩和なし)

## ■サービス付き高齢者向け住宅(既存の建物の改良や改修によるもの)

	各居住部分の床面積	居間、食堂、台所その他の住宅の部分を共用する場合の各居住部分の床面積
埼玉県(※)	25㎡以上 → <u>20㎡以上</u>	18㎡以上 → <u>13.2㎡以上</u>
東京都	25㎡以上 → <u>20㎡以上</u>	18㎡以上 → <u>13㎡以上</u>
岐阜県	25㎡以上 → <u>23㎡以上</u>	18㎡以上 → <u>16㎡以上</u>

※ 既存の建物は、サービス付き高齢者向け住宅の制度開始前の平成23年10月19日までに建築工事が完了した建物が対象

# 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の事例

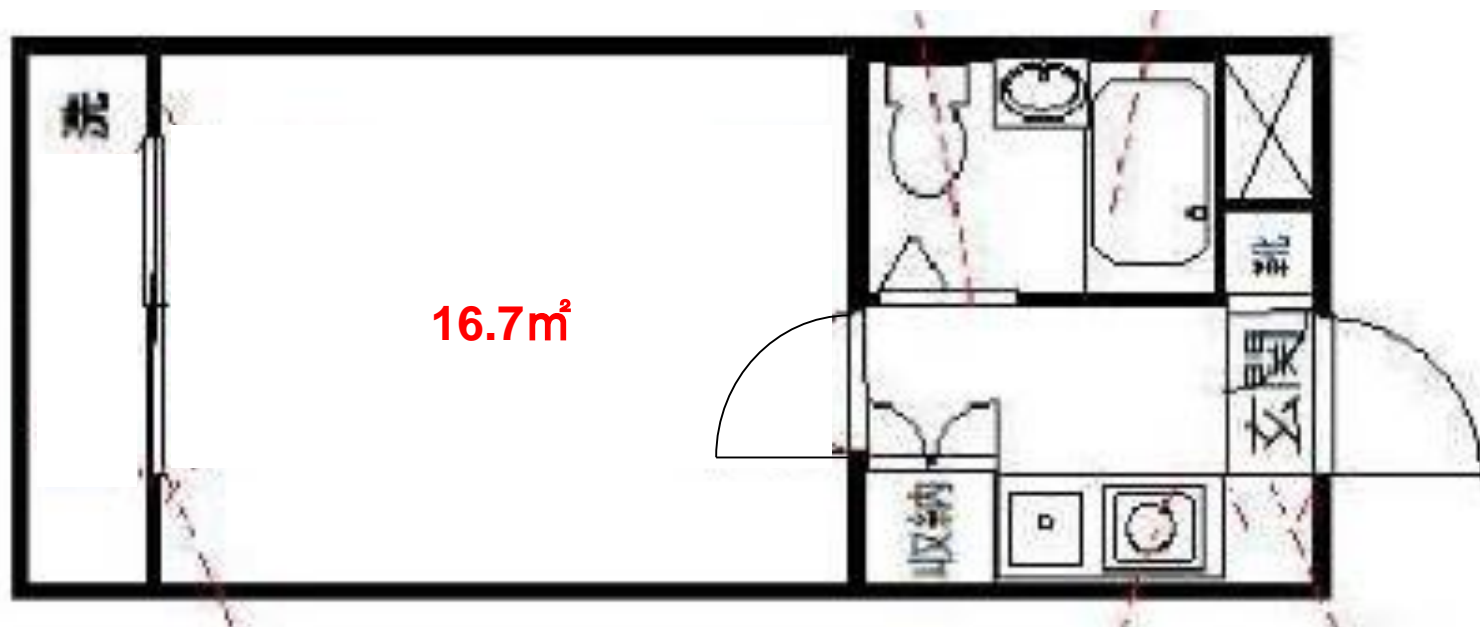
所在地：東京都調布市

床面積：16.7㎡

家賃：43,000円／月

特徴：

- ・高齢者・障害者・養護施設出身者が入居する賃貸住宅(全6戸)
- ・NPO法人の担当者が2週間に1回、訪問又は電話
- ・徒歩5～10分の場所に社会福祉団体等が運営する共同リビング



# 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の事例

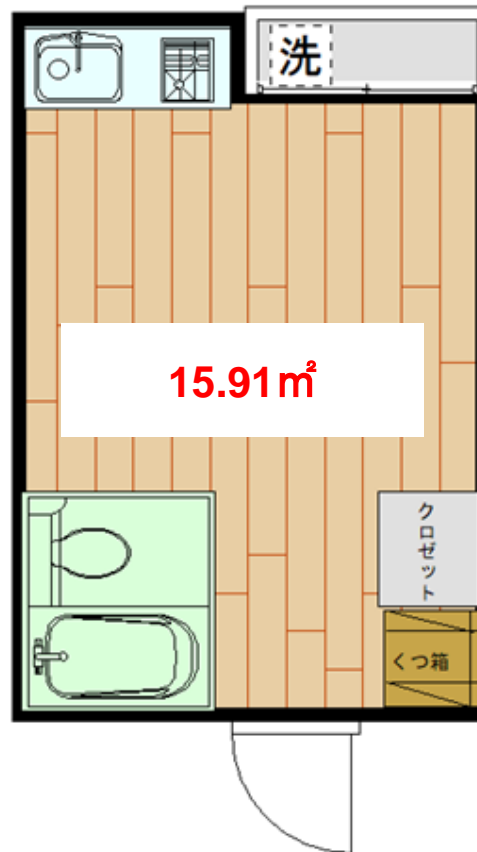
所在地：東京都墨田区

床面積：15.91㎡

家賃(共益費込)：56,000円／月

特徴：

- ・高齢者や障害者などの要配慮者を受け入れた実績のある賃貸住宅
- ・受入れに際して、併せて、緊急時対応等の生活支援や家賃債務保証を利用(入居者負担)。



# 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の事例

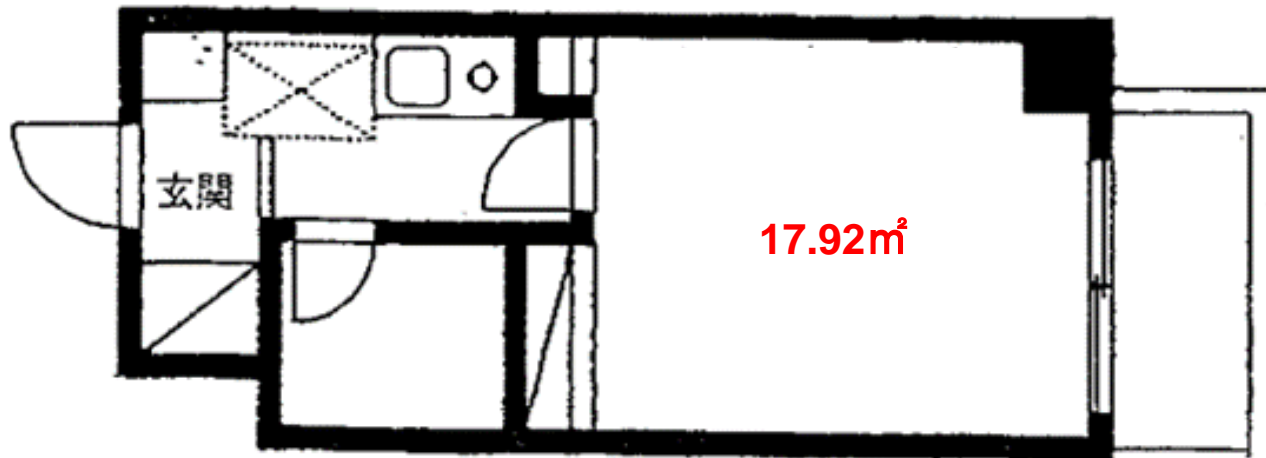
所在地：東京都台東区

床面積：17.92㎡

家賃(共益費込)：60,000円／月

特徴：

- ・高齢者や障害者などの要配慮者を受け入れた実績のある賃貸住宅
- ・受入れに際して、併せて、緊急時対応等の生活支援や家賃債務保証を利用(入居者負担)。



# 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の事例

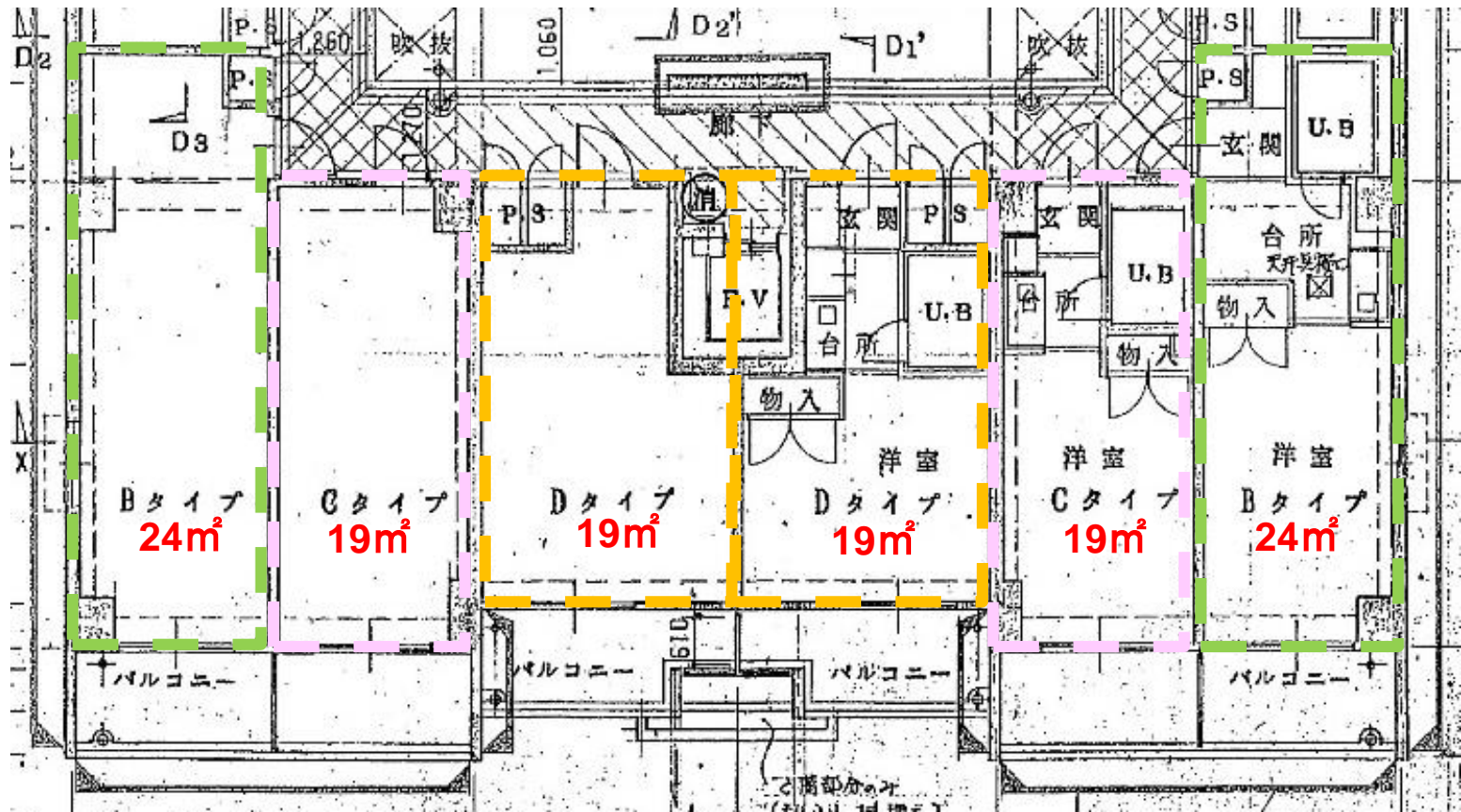
所在地：岡山県岡山市

床面積：19㎡～

家賃(共益費込)：38,500円／月～

特徴：

- ・入居時や入居後の支援を必要とする方(高齢者、障害者、刑余者等)が入居する賃貸住宅
- ・管理会社は、管理業の範囲内で声かけ等を行い、生活状況の把握やコミュニケーションを図る
- ・入居者を支援するNPO法人や病院、福祉事務所、市社協などの様々な関係機関との連絡体制を築き、継続的に生活できる環境を協働して確保



# 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の事例

所在地：岡山県岡山市

床面積：18㎡

家賃(共益費込)：37,000円／月

特徴：

- ・主として精神障害者が入居する賃貸住宅
- ・管理会社は、管理業の範囲内で声かけ等を行い、生活状況の把握やコミュニケーションを図る
- ・精神科病院に近接のため、入居者自ら通院可能であり、支援が必要な際には速やかに対応ができる

